

令和7年度

応急対策計画



長門市立神田小学校

■目次

1	防災組織・情報伝達	p. 2
2	参集体制	p. 3
	(1) 風水害・土砂災害の場合	
	(2) 地震・津波の場合	
3	情報収集及び情報伝達（報告）	p. 4
	(1) 情報の収集手段	
	(2) 情報の伝達（報告）	
4	休校等の決定	p. 5
	(1) 休校・自宅待機等の決定	
	(2) 下校時刻の繰り上げの決定	
5	避難指示及び避難誘導	p. 6
	(1) 避難指示の基準	
	(2) 避難場所	
	(3) 実験・実習中の対策	
	(4) 負傷者の救護	
	(5) 障害のある児童等への対応	
	(6) 登下校時に地震が発生した場合の対応	
6	保護者への引渡し確認	
	(1) 下校方法	p. 7
	(2) 保護者への対応	
	(3) 帰宅困難児童への対応	
7	防災教育・防災訓練の実施	p. 8
	(1) 防災教育	
	(2) 防災（避難）訓練	
8	学校施設設備及び通学路の安全確認	p. 8
	(1) 学校施設の整備	
	(2) 通学路の危険箇所	
	(3) 防災に係る安全点検	
9	避難所の運営	p. 9
	(1) 長門市との連絡体制	
	(2) 避難所開設に係る初動対応	
	(3) 避難場所開設時の学校の体制	

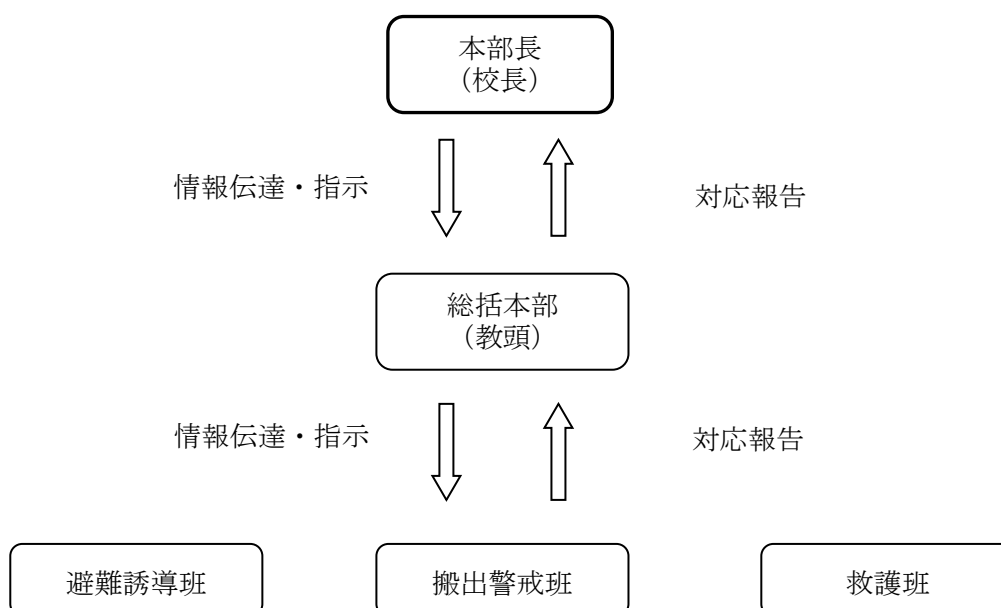
※	安全管理に関わる点検項目	p. 10
---	--------------	-------

1 防災組織・情報伝達

【地震・風水害・土砂災害の場合】

職名	組織の役割	主な役割分担
校長	本部長	◆全体の統括 ○全体の指揮・命令
教頭	総括（本部）	◆総括 ○児童・教職員の安否確認 ○保護者への対応（安否・被害情報、登下校連絡） ○子ども安全パトロールへの連絡 ○地域行政との連絡 ○市教委への報告 ○市教委・報道への連絡・対応 ◆校内の対応 ○各班の統括、指示、報告 ○対応の記録、報告書の作成
◆避難誘導班	学級担任	○生徒の安全確保、安否確認、避難誘導 ○総括本部への報告
◆搬出警戒班	生徒指導部 庶務部	○初期消火活動（火災が発生した場合） ○校内の被害状況確認 ○2次避難場所及び避難経路の確保 ○必要に応じて校内の警備
◆救護班	養護教諭	○負傷者の応急処置 ○医療機関への搬送（119番通報） ○負傷者の状況を総括本部へ報告

【情報伝達フロー】



2 参集体制

校長は、風水害・土砂災害及び地震等の災害発生時における教職員の参集について、場合ごとに参集する教職員をあらかじめ指定し、必要に応じて参集させるものとする。（※但し、教職員自身が被災している場合や、出勤経路が寸断されている場合を除く）

（１）風水害・土砂災害の場合

学校において被害が想定される場合、又は、市教委等外部から被害について連絡があった場合で、校長が必要と認めるとき。

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
◆ 長門市に洪水警報が発令された場合 ◆ 長門市に土砂災害警報が発令された場合 ◆ 台風の接近が予測される場合	◆ 指定職員 ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 生徒指導主任 ※ 校長が指定する参集要員	◆ 被害予防対策 ・ 休校等の措置確認 ・ 敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・ 施設設備の点検 ・ 被害状況の確認	◆ 平日 ・ 左記の参集職員へ校内連絡 ◆ 夜間・休日 ・ 緊急連絡網による

（２）地震・津波の場合

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
◆ 気象庁より震度５弱以上が発表された場合	◆ 平日 ・ 出勤職員	◆ 被害予防対策 ・ 休校等の措置 ・ 敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・ 施設設備の点検 ・ 被害状況の確認 ・ 津波情報の確認・対応	◆ 平日 ・ 左記の参集職員への校内連絡
	◆ 夜間・休日指定職員 ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ※ 校長が指定する参集要員		◆ 夜間・休日 ・ 緊急連絡網による
◆ 気象庁より震度６弱以上が発表された場合	◆ 平日・休日・夜間 ・ 全教職員参集（常勤者）	◆ 被害予防対策 ・ 休校等の措置 ・ 敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・ 施設設備の点検 ・ 被害状況の確認 ・ 津波情報の確認・対応	◆ 平日・休日・夜間 ・ 緊急連絡網による ※ 連絡が取れない場合原則参集

3 情報収集及び情報伝達（報告）

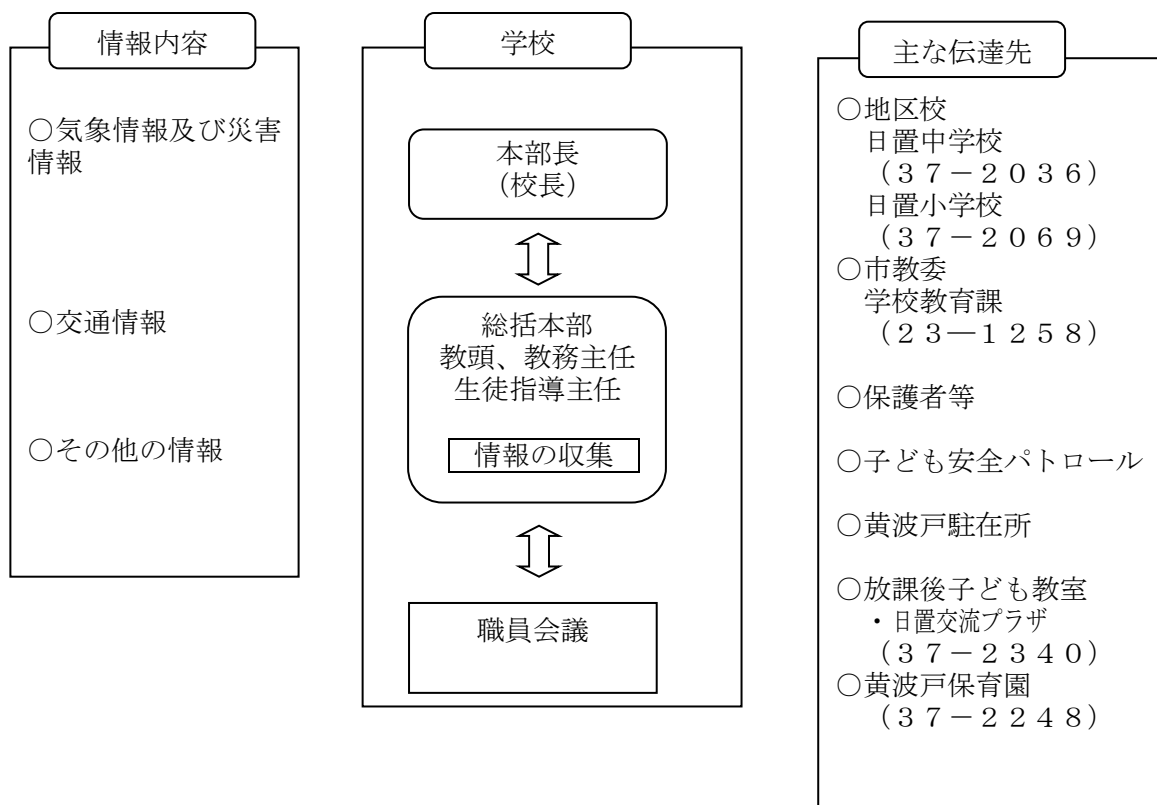
気象情報により災害が発生すると思われる場合及び災害発生時には、下記的手段で情報を収集するとともに、収集した情報は適宜校内の児童・教職員へ周知する。

なお、情報（状況）によっては市教委及び保護者等へも周知する。

（１）情報の収集手段

情報手段	情報機関	情報内容
インターネット	◆下関地方気象台	○気象台ホームページ 気象情報（台風情報）、注意報・警報、土砂災害警戒情報、地震・津波情報
	◆山口県	○山口県緊急災害情報 雨量情報、水位情報、ダム情報、潮位情報 洪水予報、土砂災害 ○山口県土木防災情報システム ○山口県道路情報 道路情報
	◆長門市	○長門市防災メール
携帯電話（メール）	◆山口県	○山口県防災情報メール 気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、津波注意報、山口県が計測する雨量・水位情報
その他	◆防災ラジオ	○ラジオ放送（FM アクア 87.8MHz）

（２）情報の伝達（報告）



4 休校・自宅待機（登校時刻の繰り下げ・下校時刻の繰り上げ）の決定

校長は、気象情報及び災害等の状況により、休校・自宅待機及び下校時刻の繰り上げ等の措置を決定する。

また、措置をとった場合は、速やかに市教委へ報告する。

（１）休校・自宅待機等の決定

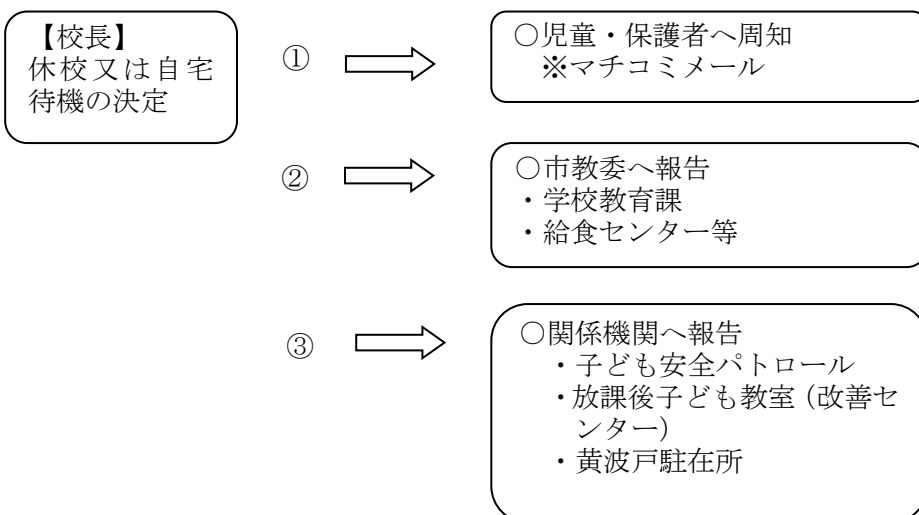
●休校又は自宅待機とする場合

気象情報や地震により休校又は自宅待機を決定した場合は、マチコミメールで、児童及び保護者へ周知するとともに、市教委へ報告する。

自宅待機とした場合で、登校時刻の繰り下げを決定した場合は、マチコミメールで児童及び保護者へ周知する。

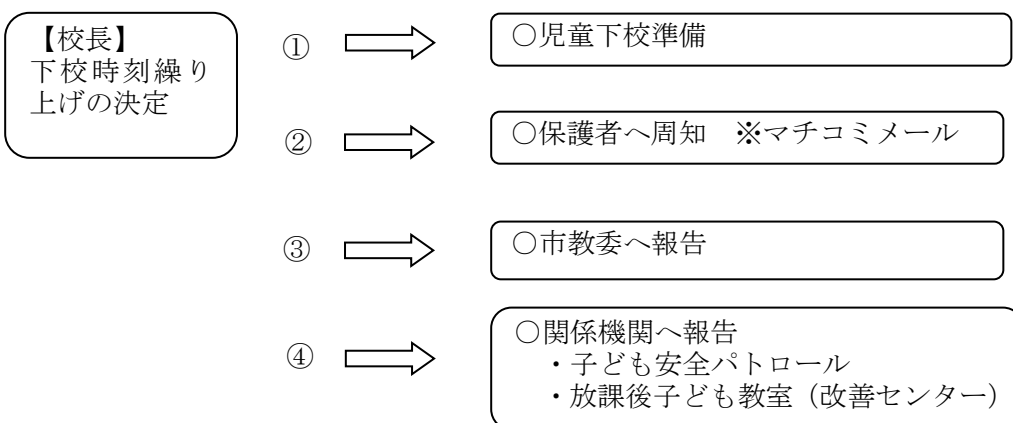
※児童の登校出発時刻までに連絡する。

悪天候が予想される場合は、安全確保のための学校と保護者の対応について、事前に保護者に文書で知らせる。



（２）下校時刻繰り上げの決定

気象情報や地震により下校時刻を繰り上げる場合は、マチコミメールで保護者へ周知するとともに、市教委へ報告する。



5 避難指示及び避難誘導（登下校時の避難指示）

校長（又はそれに代わる者）は、地震発生や気象庁の発表する気象情報から、校内の児童及び教職員等の避難が必要と認めたときは、速やかに校内放送にて避難指示を出すとともに、避難事由及び安全な避難誘導方法等を指示する。

教職員は、校内放送で避難指示があった場合は、児童及び来校者の安全を優先し、下表に掲げる 1 次避難場所へ安全に避難させる。

なお、決められた避難場所・経路が 2 次災害の恐れがある場合は、その時の状況に応じて最も安全と思われる避難場所・経路とする。

（1）避難指示の基準

ア 緊急地震速報が鳴ったとき、気象庁からの発表により震度 4 以上の地震が起こったとき、または地震による津波到来の危険があるとき。

イ 河川の氾濫により、避難が必要なとき。

ウ その他、校長が必要と認めるとき（強い揺れを感じたとき 等）

（2）避難場所

	1 次避難場所	2 次避難場所
平日の場合 （授業中）	運動場砂場前 ・校内放送のあと担任による避難	学校東高台（長崎旧道沿い） ・本部長の指示による全員避難
平日の場合 （休み時間、 放課後）	運動場砂場前 ・校内放送による児童の自主避難 ・教師の校舎内の確認	学校東高台（長崎旧道沿い） ・本部長の指示による全員避難

（3）実験・実習中の対策

火や薬品を使用する実験を行っている際に災害が発生した場合は、火元及び薬品の確認を行い、2 次災害が発生することのないように留意する。

また、実験を行う際に事前に災害発生における対応について児童へ周知する。

（4）負傷者等の救護

負傷した児童及び教職員がいる場合は応急手当を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

（5）障害のある児童等への対応

障害や負傷により、自力で避難できない児童がいる場合は、予めその状況を把握し、避難誘導時に支障のないようにすること。

（6）登下校時に地震が発生した場合の対応

校長は、児童の登下校時間に地震（おおむね震度 5 弱以上）が発生した場合は、次のとおり対応するとともに、被害者等がある場合は市教委へ報告する。

（地震発生・・・平日午前 7 時から午後 5 時までに地震が発生した場合）

ア 登校時

登校してくる児童及び教職員について体育館へ招集し、被害の有無、健康状態の確認及び下校対応の確認を行う。また、登校しない児童については個別に連絡し、被害の有無を確認する。

イ 下校時

児童連絡票により電話連絡をして在宅確認を行い、安否及び被害状況の有無を確認する。

6 保護者への引き渡し確認

校長は、気象情報及び地震による被害の状況に応じて、引き渡し下校とするか否かを決定し、児童が安全に下校できる方策を講ずる。

(1) 下校方法

災害発生時の下校法の留意点については、事前にその対応を明確にするとともに、保護者に対してもその内容を周知徹底する。

(2) 保護者への引渡し

児童を保護者（またはそれに代わる者）に引き渡す際は、直接の引き渡しとし、引き渡したときは、引き渡し確認一覧表（別紙1）に記録する。

(3) 帰宅困難児童への対応

災害等により一時的に帰宅が困難な児童は、学校施設の安全な場所で待機させ、その状況を保護者に周知する。

帰宅可能となったと判断されたときは、保護者に連絡の上、上記（2）の手続により保護者に引き渡しを行う。

7 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災教育

校長は、学校教育全体を通して、児童が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や学校の構造（危険箇所）、過去の災害状況などから、防災体制の仕組みを理解し、災害時における危機を的確に認識し、被害を最小限に抑えられる行動ができるよう、防災教育を実施する。

なお、防災教育の実施においては次の点に留意する。

ア「学習指導要領」に基づいた、各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体における体系的な学習

イ「防災教育ハンドブック」等を参考に、発達段階に応じた学習

ウ 応急手当習得のための学習 ※防災資料関係は、職員室のテレビ横の棚にある。

(2) 防災（避難）訓練

災害時に児童及び教職員、来校者等が安全かつ迅速に避難することができるよう、平時より避難訓練等（毎学期1回以上）を実施するとともに、教職員に対しても避難誘導及び情報伝達が速やかに行えるよう研修を実施する。

また、訓練等の結果を踏まえ、本応急対策計画の見直し、改善を行う。

訓練項目	訓練内容	備 考
避難訓練	毎学期1回以上（5月、10月、11月） ・災害想定（洪水、地震、津波、火災） ・避難行動経路確認（洪水、地震・津波） ・通報訓練（地震・火災）	・校外で発災した場合の対処方法なども併せて指導する。
意識向上	地震・津波に関するビデオの視聴 危険予測学習（KYT）資料の活用	

○「緊急地震速報」を活用した避難訓練

学校生活以外の場面で、緊急地震速報により地震の到来が予告された場合に適切な対応ができるよう、学校で行う防災訓練においても「緊急地震速報」を積極的に取り入れて行う。

◆気象庁「緊急地震速報利用の手引（施設管理者用）」を参照

8 学校施設設備及び通学路の安全確認

校長は、学校を利用する全ての人の視点に立ち、点検項目を予め設定して、施設の安全点検を定期的に行い、危険箇所の早期発見とその改善に努める。

また、学校周辺の通学路における危険箇所について予め把握し、被害防止に努める。

(1) 学校施設の整備

ア 校舎外部・付帯施設の点検

イ 校舎内部・設備の点検

ウ 災害時の通報設備の点検・確認

(2) 通学路の危険箇所

学校周辺の通学路における危険箇所の把握に努め、その内容について児童及び保護者、安全パトロールに定期的に周知する。

※校区の土砂災害危険箇所マップを参考に点検する。

(3) 防災に係る安全点検

別紙『安全管理に係る点検項目表』により点検を行い、災害防止に努める。

9 避難所の運営

長門市の避難施設に指定されていることから、平時よりその指定内容及び運営方針について長門市の関係部署と調整し、災害時には避難施設として機能し、かつ円滑にその運営ができるよう備えておく。

(1) 長門市との連絡体制

ア 開設連絡を受ける窓口

区 分	連絡窓口	連絡先	
平日	第1連絡 教頭	0837-37-3012	
	第2連絡 校長	0837-37-3012	
	第3連絡 教務主任	0837-37-3012	
休日・夜間	第1連絡 教務主任		
	第2連絡 校長		
	第3連絡 教頭		
長門市	総務課地域安全推進室	2 3 - 1 1 1 1	

(2) 避難所開設に係る初動対応

避難所を開設した場合は、速やかに開設した旨を市教委へ報告し、教職員は、施設設備の管理業務や市担当職員の運営業務に協力する。ただし、避難所運営の長期化や、特殊業務への従事で、服務上の観点から協議が必要と思われる場合は、市教委と協議する。

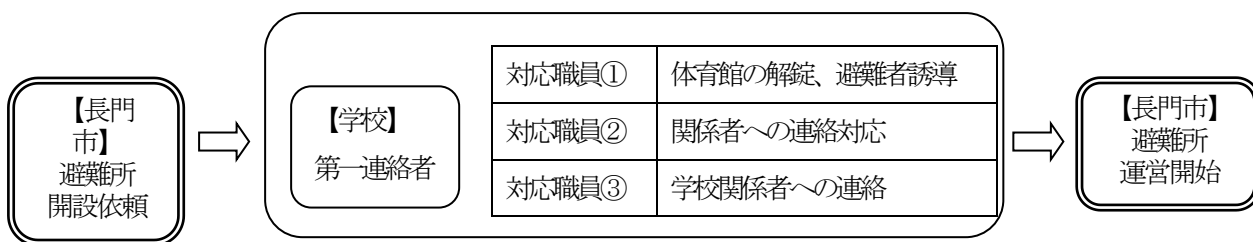
(3) 避難所開設時の学校の体制

長門市から避難所開設の要請があったときは、あらかじめ指定した職員が参集して初動体制を確立する。

避難所開設時の初動体制は次のとおりとし、上記(2)により対応する。

対応職員① 教頭	・ 体育館の解錠 ・ 避難者（一般市民）の誘導 ・ 災害時特設公衆電話回線（体育館玄関横）の解錠
対応職員② 校長	・ 関係者（長門市、市教委）等への連絡 ・ 報道対応
対応職員③ 教務主任	・ 学校関係者への連絡

【避難所開設時の連絡フロー】



安全管理に係る点検項目

長門市立神田小学校

防災に係る点検項目

項目	番号	点 検 事 項	点検結果
危機管理	1	・危機管理マニュアルを作成するとともに、学校の所在地で予想される災害について、長門市のハザードマップ等を活用して確認しているか。	
	2	・避難場所(避難経路)は、本校の所在地で予想される災害に対応したものになっているか。	
	3	・児童の避難場所や安全が確認された場合の引き渡し方法について、保護者へ知らせているか。	
	4	・重量物の転倒防止策や火気の使用規定、薬品の整理等の安全管理は行われているか。	
情報入手・伝達	5	・気象情報や避難勧告等の情報等を入手するために、県土木防災情報システムや長門市の防災メール等を活用しているか。	
	6	・災害時においても確実に情報を入手するために、ラジオ等の情報機器を備えているか。	
	7	・大規模災害時の学校からの緊急連絡方法について、教職員・保護者に知らせているか。	
	8	・授業日以外に災害が発生した場合の緊急参集体制や災害時の避難所としての学校の役割について校内で確認されているか。	
防災教育	9	・危険予測・回避能力を育む防災に関する安全教育に計画的に取り組んでいるか。(学校・登下校時・家庭・友だちの家・遊び場所)	
	10	・児童・保護者に、校区内の防災上の危険箇所を知らせるとともに、各家庭における災害時の避難場所の確認等、基本的な対処方法を指導しているか。	
	11	・避難訓練は、学校所在地で予想される災害に対応した内容で定期的に実施しているか。	
課題等			

○予想される災害：地震・津波・土砂災害・台風・高潮・河川の氾濫・ため池の決壊・浸水災害等

○休日等における避難場所への避難経路についても児童に指導しておく。

○通信網等の乱れ対応：災害時伝言ダイヤル171等の活用を知らせておく。

○地元のFMアクア(87.8MHz)やほっちゃTVも利用できる。

○大規模災害時には、避難が長期化する場合があるので、備蓄も含め環境整備を整えておく。

○児童に、避難場所の様子についても十分に知らせておく必要がある。

○避難訓練は、二次災害まで想定することや関係機関と連携して行うことも大切である。